

ホームページ作成と公開に関するガイドライン

我孫子市立我孫子第三小学校

1 本ガイドラインの目的

このガイドラインは、我孫子市立我孫子第三小学校において、ホームページを作成、公開する上での個人情報の保護や、適正な運用を行うために定めるものである。

2 ホームページの作成と公開の目的

- (1) 本校の特色や教育活動について広く一般に紹介する。
- (2) 本校児童の活動を保護者並びに地域に公開することを通して、学校教育活動への理解と協力を得るとともに開かれた学校づくりを推進する。
- (3) 児童に個人情報を守ることの大切さを学ばせるとともに、情報管理能力の基礎を育成する。発信する児童の個人情報の範囲は、次に定めるところによる。

・氏名

ホームページ上では原則として、氏名は使用しないこととする。ただし、著作権を主張する必要がある場合や、学校長が教育上必要と認める場合は、その限りではない。

・写真

ホームページ上で児童の写真を使用する場合は、複数の集合形態とするなどして、個人が特定できないように配慮する。個人が特定できるとは、例えば写真と氏名が一致するようなものである。

・住所、電話番号、生年月日など

ホームページ上では、児童の住所、電話番号、生年月日、その児童個人に関する情報等は、発信できないものとする。

・児童作品

ホームページ上で児童作品を使用する場合は、作品の著作権は児童にあることをふまえ、事前に児童・保護者の許諾の上で使用することができる

3 ホームページの管理者

- (1) ホームページの管理者は校長とする。
- (2) ホームページを更新する際は、管理者の許諾のもとに行う。
- (3) 管理者は、ホームページの適正な運営に関して必要な事項を協議するために、ホームページ管理委員会を設ける。
- (4) ホームページ管理委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、ホームページ担当者で組織し、必要に応じて協議会を開く。

4 ホームページ公開の留意点

- (1) 本人もしくは保護者から、発信内容の訂正や削除の要請を受けた場合には速やかに発信内容を変更しなければならない。
- (2) 教育委員会、その他の組織や団体あるいは個人から、本校の発信内容に関する指摘を受けた場合は、速やかに校内で協議し、適切な処置をとることとする。
- (3) 学校のホームページを複製し、または第三者がリンクを設定する場合には学校長の承認を得なければならない。
- (4) 公開の目的を終了した内容については速やかに削除し、新たな情報の発信をするなど、ホームページの公開の目的にかなった適切な運用に努めなければならない。

5 教師による指導の徹底

- (1) 授業等でインターネットを活用する場合には、画像・文章など、知的所有権、著作権に十分配慮し、児童の情報モラル意識の高揚に努めるものとする。
- (2) インターネットの特性を十分に考慮し、児童が教育上有害な情報にアクセスできないように環境を整えなければならない。